

自治体情報システムの標準化・共通化に係る財政支援の拡充について

東 海 部 会 提 出

自治体情報システムの標準化・共通化については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき義務化されたことにより、国が目標とする令和7年度末までに全国の自治体が遺漏なく対応する必要がある。

標準化・共通化対応に係る国の支援については、「デジタル基盤改革支援補助金」が創設されたが、人口規模等による上限額が設定され、自治体の費用負担は大きく、各自治体は財源不足が深刻な中で、予算措置が厳しい状況にある。

よって、国に対して、標準準拠システムへの移行に係る必要経費について更なる財政支援措置を求めるとともに、ガバメントクラウドの利用有償化（地方負担）を改め、国が全額負担するよう求める。